

一般財団法人警察大学校学友会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人警察大学校学友会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、犯罪・事故の防止に関する活動、社会秩序維持にかかわる者の支援等を行うことにより安全で秩序ある社会の実現に資するとともに、会員相互の交誼を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪・事故の防止及び青少年の健全育成に関する活動、調査研究並びに施策・知識の普及
- (2) 警察大学校の学生の教養活動に関する支援並びにその他社会秩序維持にかかわる者の支援及び育成
- (3) 前2号に定めるもののほか、安全で秩序ある社会実現のために必要な事業
- (4) 会報等出版物の発行その他会員の交誼に資する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行う。

第3章 資産及び会計

(財産)

第5条 この法人の財産は、運用財産及び普通財産とする。

2 運用財産は、特定資産とし、前条の事業に係る経費を支弁するため必要な収益を得ることを目的として管理及び運用する。

3 運用財産を前項の目的以外に処分するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を経なければならない。

4 運用財産以外の財産を普通財産とする。

5 財産の管理及び運用について必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類はその内容を報告し、第3号から第5号までの書類は承認

を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の書類の保存期間は、作成した時から10年間とする。
- 3 第1項第3号の貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく公告しなければならない。
- 4 第1項の書類及び監査報告は、主たる事務所に、定時評議員会の2週間前の日又は第20条の提案のあった日から5年間備え置かなければならない。

(剰余金)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上8名以内を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員2名、監事1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族又は使用人(過去に使用人となった者を含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 前項により評議員選定委員会に評議員候補者を推薦するときは、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人並びに理事、監事及び評議員との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合においては、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定するものとする。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1又は2以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、

その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠を選任する場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(議長)

第15条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、評議員会の決議によって評議員の中から選定する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事に対する報酬の総額及び支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要があるときに開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 定時評議員会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、評議員に対し、理事会の承認を受けた第8条第1項の書類及び監査報告を提供しなければならない。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 前項の場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録書名人2名は、前号の議事録に署名又は記名押印する。

3 第1項の議事録は、主たる事務所に、評議員会の日から10年間備え置かなければならない。

第6章 役員

(理事及び監事)

第23条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上8名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長のうち1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、同項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の特別な指示があるときは、その職務を代行（職務代行は、代表理事の職にある者を優先する。）する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 理事は、評議員会に出席し、意見を述べることができ、評議員から求められたときは、評議員会に出席し、必要な説明をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

4 前項の場合において、監事は、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、理事会の招集の請求その他必要な措置を取ることができる。

5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、評議員会に出席し、意見を述べることができ、評議員から求められたときは、評議員会に出席し、必要な説明をしなければならない。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、それぞれの前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(役員)の損害賠償責任の一部免除)

第29条の2 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金5万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、理事会において別の決議がなされたときは、この限りでない。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 事務局長の選任及び解任
- (5) 事業計画書及び収支予算書並びにこれらの変更の承認
- (6) 事業報告及び決算に関する書類の承認
- (7) その他理事会で行うものとして法令又はこの定款で定められた職務

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度2回開催するほか、必要があるときに開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故があるとき(副会長がその職務を代行できないときに限る。)は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第25条第5項の報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 第1項の議事録は、主たる事務所に、理事会の日から10年間備え置かなければならない。

第8章 顧問

第39条 この法人に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験を有する者又はこの法人に対する功労顕著な者について、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

第9章 会員

第40条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者を会員とすることができる。

- 2 会員は、会費を納めるものとする。
- 3 会費の額は、評議員会の決議によって定める。
- 4 会員の資格その他会員に関し必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

第10章 事務局

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議によって選任及び解任する。
- 4 事務局職員(事務局長を除く。)は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の備置き及び変更)

第42条 この定款は、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 3 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第13章 補則

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、伊藤一實及び遠藤豊孝とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石川正興

内山絢子

小名木幹郎

増田生成

松尾好將

宮下正彦

山田高廣

附 則

この改正は、平成25年6月18日から施行する。ただし、改正後の第13条及び第29条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年12月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年6月19日から施行する。